

No.	お問い合わせ内容	回 答
設備資金報について		
1	設備資金報はどのように活用されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備資金報は、電気事業者の設備投資額の推移等を把握・分析するため、設備投資にかかる経費などの情報を収集するものです。 ● 収集したデータを取りまとめ、統計情報の1つとして経済産業省が公表することとしています。
2	発電所としての運転を開始していないのですが、提出が必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者として届出した年度以降は提出が必要です。
3	一切設備投資が無い場合でも提出が必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要です。金額を0と記載して提出してください。
提出方法		
4	提出するファイル形式に指定はありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備資金報は、「電気事業法に基づく手続きの電子届出・申請システム（電ガネット）」をご利用いただき、インターネット上でのご提出をお願いいたします。 ● 具体的な提出方法は（別紙）をご参照ください。※提出に際しては、百万円単位で記載していることをご確認ください。 ● 「電ガネット」を利用した提出が困難な場合の取扱いについても（別紙）をご覧ください。
5	複数の発電事業者の報告をまとめて行いたいのですが、どのように提出すればよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 委任状等をご準備いただく必要がございます。詳細は（別紙）をご覧ください、お問い合わせ先までお問い合わせください。 ● 代表者の代理人による提出の場合、委任状（様式不問。要押印）又は委任状に準ずる書類の添付または、GビズIDの受任者として指定されている必要があります。 ● システムの操作については、電ガネット操作マニュアル共通編「2-4. 委任について」をご確認ください。
6	特定送配電事業者と発電事業者の両方に該当しております。様式3の提出は合わせて1つでよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「電ガネット」中の「電気事業者区分」について、該当する区分をそれぞれ選択し、2回に分けて御提出ください。
様式3の記載について		
7	電気事業者名と連絡先担当者氏名、連絡先は何を記載すればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気事業者の名称は、届出や許可を受けている事業者名を記載してください。 ● 連絡先担当者は、様式3の記入に関する担当者氏名と連絡先を記載してください。「電気事業者」に記載した事業体に所属しているか否かは問いません。
8	どの様な支出額を記載すればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設仮勘定に計上されるような、資本的支出の額を記載してください。 ● 損益計算書に計上される収益的支出の額は含みません。
9	「拡充工事」と「改良工事」の違いは何ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 拡充工事とは、新設工事、増設工事など、施設の出力・容量・面積等を増加することを目的とする工事を指します。

		<ul style="list-style-type: none"> ● 改良工事とは、既設の施設の能率または能力を高める工事を指します。
10	発電施設の運転管理費は含まれますか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 含まれません。
11	額は税抜ですか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 税抜での記載をお願いいたします。
12	リース契約で発電所を所有しているのですが、どの額を記載すればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸借対照表の資産に計上される額を記載してください。